公　示　送　達　告　示　文

地方税法第二十条の二の規定に基づき次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は当所において保管しておりますので、申し出があればいつでも交付します。

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、下記の書類の送達があったものとみなされます。

令和８年11月９日

小松市長　　宮　橋　　勝　栄

送達を受けるべき者の氏名	送達を受けるべき書類
橘村　美津枝	差押調書謄本
浜本　ロベルト	差押調書謄本